

# 令和5年度 学校給食費の負担軽減事業

別府市では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するために、令和4年10月分から保育所等・幼稚園・小中学校の給食費を補助してきました。

令和5年度は、お子様の対象年齢を、令和5年4月1日時点で満3歳～満14歳に拡大し、継続して実施することとします。対象は引き続き、対象年齢のお子様の保護者です。保護者が別府市の住民であれば、在籍校の公立、私立、市外、県外は問いません。

申請については、別府市立学校等は保護者に代わって学校長等がまとめて代理申請しますが、学校長等が代理申請をしない学校等では個人の申請が必要です。

## 【補助金額の算定】

保育所等・幼稚園・小中学校の給食費を、年長者から数えて

2人目まで半額

3人目以降全額補助します

ただし、対象年齢内のお子様に限ります。また、私立校や市外の学校は別府市と給食費の額が異なりますので、別府市立校の金額より高い給食費を支払っている場合でも、上限額は別府市立校の額となります。

下記のQ&Aをご参照の上、特殊な条件については、教育政策課学校給食係へお問い合わせください。

Q. 小学生2人と中学生1人の子どもがいる場合、補助金額はいくらですか。

A. 中学生1人が半額、小学生1人が半額、小学生1人が全額としますので、  
 $(4,800円 \div 2) + (4,500円 \div 2) + 4,500円 = 9,150円$ を補助します。

Q. 高校生1人、中学生1人、小学生1人の場合の補助金額はいくらですか。

A. 高校生は対象外、中学生1人が半額、小学生1人が半額としますので、  
 $(4,800円 \div 2) + (4,500円 \div 2) = 4,650円$ を補助します。対象年齢内の何番目かで算定するため、お子様が3人でも3人目が全額補助にはなりません。

Q. 県外の私立中学、別府市内の小学校に通う子供がいる場合、補助金額はいくらですか。

A. ともに対象ですから  $(4,800円 \div 2) + (4,500円 \div 2) = 4,650円$  です。ただし、給食費の金額が別府市よりも安い場合はその半額が補助金額となりますのでご承知おきください。また、県外の私立中学等、別府市から通学する生徒が少ない学校は代理申請をしない可能性が高いですので、その場合は申請が必要です。学校に確認の上、自身で申請が必要な場合は、お忘れにならないようご注意ください。

本件担当

別府市教育政策課学校給食係

☎21-1573